

地域資源活用に関する包括連携協定書

みやこ町（以下「甲」という。）とハートランド平尾台株式会社（以下「乙」という。）とは、地域の一層の活性化及び住民サービスの向上を図る為、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び住民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、双方協議の上、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、自らの事業活動の範囲内で、連携して取り組むよう努めるものとする。

（1） 観光の振興に関する事項

（2） 農林産業の振興に関する事項

（3） 前2号に掲げるもののほか甲及び乙の協議により定める事項

2 乙は、甲と協議の上、連携事項の一部を乙の関係会社を実施させることができる。

3 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、具体的な取組の内容及び実施方法については、甲乙協議の上、連携事項ごとに、別途、取り決めるものとする。

（経費の負担）

第3条 本協定に基づき、甲の依頼により乙が行った連携事項に係る業務の諸費用（以下「費用」という。）については、甲乙双方による協議の上、決定するものとする。

（費用の支払い）

第4条 甲及び乙は、前条の規定に基づきそれぞれから請求を受けたときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（確認事項）

第5条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者と連携・協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定内容の変更）

第6条 甲及び乙のいずれか一方が本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（協定の有効期間等）

第7条 本協定の有効期間は、本協定を締結した令和6年11月22日から令

和7年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から、3年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

2 前項の規定に関わらず、1か月前の予告期間をもって相手方に対し事前に書面により通知することにより、本協定の全部又は一部を解約することができる。

（守秘義務）

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施に際して、職務上知り得た個人情報等について、この協定書の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の承認を得ずに、第三者に開示又は提供してはならない。

（規定外事項）

第9条 本協定に定めない事項又は本協定の各条項の解釈に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、解決を図るものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和6年11月22日

甲：福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町長

内田直志

乙：北九州市小倉南区平尾台一丁目1番1号(平尾台自然の郷内)

ハートランド平尾台株式会社

代表取締役社長

加茂野 秀一